

第4章 地域福祉の推進方策

第1節 【基本目標1】 みんなで支え合うまちづくり

住民やボランティア等の民間団体との協働による、地域での支え合い、助け合いや※ネットワークづくりなどの地域づくり活動を推進していく取組を支援します。特に、津山版地域包括ケアシステムや小地域ケア会議など、みんなで支え合う仕組みづくりを支援します。

さらに、住民活動と専門職の連携、専門機関同士の連携強化、横断的な庁内組織の連携、向こう三軒両隣制度の確立、美作大学・新聞配達業者・郵便局・薬局・ガス事業者・電気事業者・コンビニ等との連携強化などのネットワーク強化に努めます。

基本目標1 みんなで支え合うまちづくり

個別施策1 地域で支え合う意識の醸成

地域への関心や住民同士のつながりが希薄している中、地域における助け合いや支え合いの意識の向上を図る必要があります。市民アンケート結果をみると、住民相互の自主的な協力関係の必要性を74.4%が認識し、住民自らができることとして見守りや声かけ活動を挙げています。

それぞれの立場で地域の支え合いに参加していくことが可能となるよう、さまざまな機会を通じて、地域福祉に関する教育、学習等の場を提供し、地域で支え合う意識の向上を図っていきます。

取組1：支え合い、助け合いの心の醸成

市民・地域・団体	・「地域福祉」の意味を理解します。 ・地域の出来事に関心を持つよう心掛けます。 ・福祉に関する講演会や勉強会へ積極的に参加するよう心掛けます。 ・日頃から隣近所の住人との交流を図り、困ったときは助け合います。
社協・※事業者	・地域型福祉共育（教育）を推進します。 ・市民を対象とした福祉講演会、セミナー等を開催します。
行政	・広報つやまやホームページなどで、地域福祉の考え方や取り組みについて、周知を図ります。 ・地域福祉を担う民生委員・児童委員や愛育委員・栄養委員、社会福祉協議会、NPO、福祉関係者等との連携を図り、地域における支え合い、助け合い、協力し合う仕組みづくりを進めます。

取組 2：教育の充実と意識啓発

市民・地域・団体	・地域福祉への関心を持ち、理解を深めるため、関連する学習や講座等に積極的に参加します。
社協・事業者	・地域福祉の理念や※ユニバーサルデザインの考え方などを学ぶ講座等を実施します。 ・学校等と連携した福祉教育を推進します。
行政	・地域福祉に関する啓発とともに、ユニバーサルデザインの考え方の普及に努めます。 ・成長の過程で、障害や発達の違いがある子どもの状況に応じて、適切な相談、助言、指導等に努めます。 ・市民の人権意識を高めるための啓発と、障害者等の権利擁護を目的とした制度の利用促進等に努めます。

基本目標 1 みんなで支え合うまちづくり

個別施策 2 津山版地域包括ケアシステムの推進

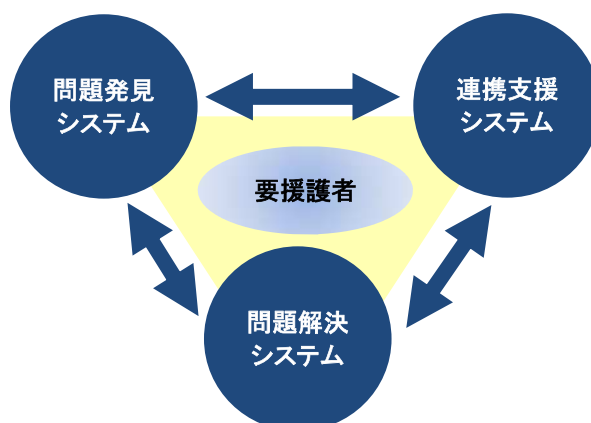
高齢者の方や、障害をもった方、ひきこもり、子育て世代などすべての地域住民が住み慣れた自宅や地域で安心して暮らし続けるためには、介護等の支援が必要になっても、自ら選択した場所で、必要なときに必要なサービスを受けて生活続けることができるよう、ニーズの発見から早期支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築を実現していきます。

今後、特に認知症高齢者や一人暮らし高齢者のひきこもり等の増加が見込まれることから、「地域包括ケアシステム」の構築が重要となってきます。

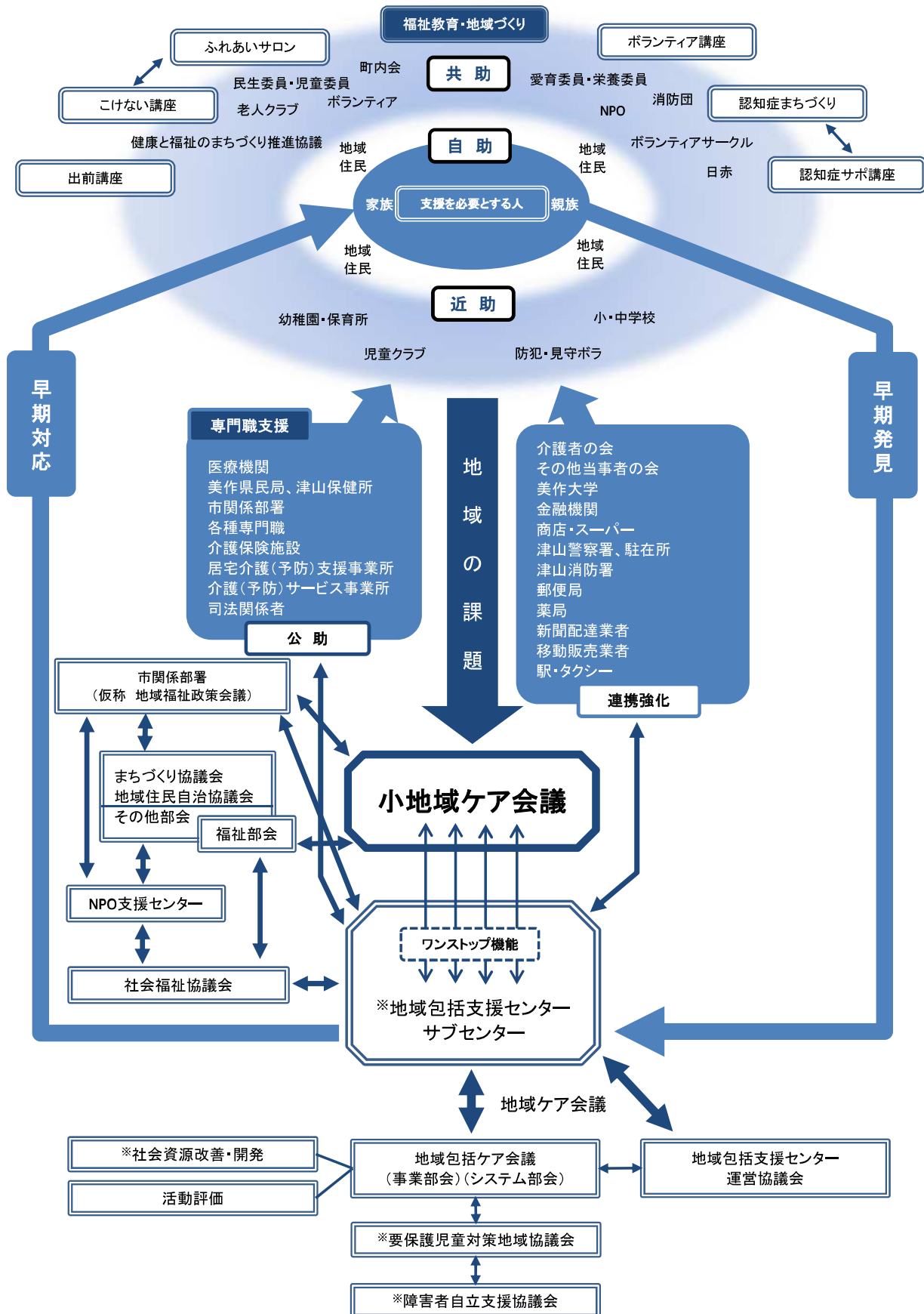
要支援者の尊厳の保持と自立生活の支援を目的に、可能な限り住み慣れた地域で生活を継続することができるような包括的な支援・サービス提供体制の構築を目指します。

【地域包括ケアシステムを構成する 3 つのシステム】

1. 問題発見システム・・・早期発見・見守り
2. 連携支援システム・・・助け合い・支え合い
3. 問題解決システム・・・話し合い・企画立案



【津山版地域包括ケアシステム 全体イメージ図】



【4つの力の協働活動（ネットワークづくり）】

- ① 自助力（本人や家族、親族の支援力）
- ② 公助力（行政や専門機関・団体等による福祉、医療等のサービス）
- ③ 共助力（地域の福祉力、お互い様の助け合い）
- ④ 近助力（お隣近所のお互い様、なじみの助け合い）

【地域包括ケアシステムの状況】

取組１：各種ネットワークの強化	
市民・地域・団体	・積極的に地域で活躍します。 ・自助力・共助力を高めます。 ・近助力を高めます。（向こう三軒両隣のような体制の構築）
社協・事業者	・地域力の強化を支援します。 ・対応が施策に反映できるシステムづくりを構築します。 ・地域福祉推進に向け、福祉・保健・医療等の関係機関、団体との連携強化を図ります。 ・美作大学、新聞配達業者、郵便局、薬局、ライフライン事業者、コンビニなどとの連携を強化します。
行政	・関係機関、専門機関同士のネットワークを強化します。 ・福祉情報を集約、提供します。 ・地域福祉計画策定・推進会議を継続し、庁内の関係部署のネットワークを継続します。

取組２：社会福祉協議会との連携強化	
市民・地域・団体	・積極的に社会福祉協議会の活動に参画します。 ・社会福祉協議会が発行している「社協だより」やホームページなどを読み、活動内容の把握と理解に努めます。
社協・事業者	・社会福祉協議会は、「地域福祉活動計画」を推進します。 ・関係機関、団体とのネットワーク強化を図ります。 ・社会福祉協議会の基盤強化を図ります。
行政	・社会福祉協議会を地域福祉推進のための中核的役割を担う組織として位置づけ、積極的な活動の展開を期待し、その活動についての支援を行います。 ・社会福祉協議会と連携し、その活動内容を周知します。

取組３：ボランティア団体・NPO等との連携	
市民・地域・団体	・地域で活動しているボランティア団体やNPO等の把握に努めます。 ・市内で活動するさまざまなボランティア団体とNPO等が連携を図り、幅広い活動につなげます。
社協・事業者	・当事者組織の育成支援を図ります。 ・ボランティア交流会との協働事業を実施します。 ・ボランティア活動の育成、支援及びNPO等との連携強化を図ります。
行政	・市内で活動するNPO等を把握し、※ボランティアセンター活動等への支援を行います。

取組 4：民生委員・児童委員、愛育委員・栄養委員の機能充実

市民・地域・団体	・ 民生委員・児童委員、愛育委員・栄養委員の活動内容を理解します。 ・ 民生委員・児童委員、愛育委員・栄養委員の活動に協力します。
社協・事業者	・ 高齢者台帳を整備し、情報を共有化します。 ・ アンケートを実施し、おめでとう訪問事業の充実強化を図ります。 ・ 民生委員・児童委員、愛育委員・栄養委員の活動に協力します。
行政	・ 民生委員・児童委員、愛育委員・栄養委員が活動を行いやすいよう、目的や活動内容について周知します。 ・ 民生委員・児童委員、愛育委員・栄養委員と関係機関との連携を促進し、活動の支援を行います。

【社会福祉協議会の取り組みについて】

社会福祉協議会は社会福祉法により「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」です。民間福祉団体である社会福祉協議会は、地域の中で福祉を目的とする活動を住民の皆さんを中心としたネットワークを築く中で展開し、それぞれの地域の特性を活かしたぬくもりのある福祉のまちづくりを進めています。

高齢者・障害者・子育て支援、地域住民のふれあい活動や福祉サービス事業など、基本計画を進めています。

【民生委員・児童委員とは】

民生委員・児童委員は、厚生労働大臣の委嘱を受け、主に受け持ち担当区域内で生活に困っている人や心身に障害のある人、児童や高齢者のことで問題を抱えている人などの相談相手として、地域福祉の推進のために活動しています。

また、民生委員・児童委員は、法律で守秘義務や政治的中立が定められています。

津山市では現在 258 名の民生委員・児童委員と 25 名の主任児童委員が活動しています。

【愛育委員・栄養委員とは】

愛育委員は、岡山県が全国に誇れる組織で、母子保健や豊かさが実感できる健康で明るい地域社会を築くことを任務として、赤ちゃんからお年寄りまで地域に住むすべての人々の健康づくりへの支援活動を展開し、健康づくりボランティアとして活動をしています。

また栄養委員は、乳幼児から高齢者までの生涯を通じて食事・運動・休養など生活習慣を改善し健康づくりを進めることなど、「私達の健康は私達の手で」をスローガンに、活動をしています。

愛育委員と栄養委員は兼務で、津山市では現在 1,103 名が活動しています。

個別施策 3 小地域ケア会議の推進

「誰もが住み慣れた地域で暮らし続けていく」ために協議をする場が、小地域ケア会議です。この場では、どのような地域課題があるのか、どのような社会資源が地域にあるのか、どのようなケア体制が必要なのか等、住民自らと専門機関・団体が「話し合う」「調べる」「学ぶ」「考える」場です。ここでの話し合いをもとに、関係機関が協働して地域課題に取り組んでいきます。さらに必要な取り組みについて、津山市全体に働きかけていく役割を持っています。

地域包括ケアシステムにおいて重要な役割を果たす小地域ケア会議を、津山市の全 44 連合町内会支部に設置（平成 25 年度：10 支部）し、地域福祉の向上を目指します。

【小地域ケア会議とは】

目的	各地区に住むすべての住民が、住み慣れた地域で暮らし続けていくために、お互いが助け合って生活していくことを目的に、専門職と一緒に地域を考え、福祉の目線で話し合い、地域の課題の解決を目指していくことを目的としています。
運営方法	会議の内容、方針、進行などの運営は、あくまでも住民主体で行っていくことが大前提であり、既存組織の協議の場（定例会等）への参加を基本とします。 ただし、設置に関する庶務は、津山市地域包括支援センターが行います。
設置単位	住民の身近な生活圏として、津山市連合町内会支部単位を基本設置単位とします。しかし、地域の協議結果によっては分割、統合していくことは可能とします。
開催頻度	2 か月に 1 回程度の開催とします。
委員の構成	・ 地域住民代表（町内会役員、民生委員・児童委員、愛育委員・栄養委員、老人クラブ等） ・ 地域まちづくり活動団体代表（福祉関係部会等） ・ 居宅介護支援事業所介護支援専門員 ・ 介護保険サービス事業所職員 ・ 行政（津山市高齢介護課、健康増進課、障害福祉課等） ・ 社会福祉協議会、地域包括支援センター ・ その他、委員長が必要と認めた者
事業内容	①<u>地域が抱える課題の把握及び共有化</u> 地域の一人ひとりの声や「困りごと」を地域全体の課題として共有化します。 ②<u>援助困難事例の検討</u> 「認知症による徘徊」「最近姿を見ない」など、地域で困っていることについて、地域の関係者だけが、悩むのではなく、専門職と一緒に対応について検討していきます。

事業内容

③問題解決に向けての取り組みの検討

地域の「困りごと」を住民、専門職員と一緒に解決に向けて協議します。

④社会資源情報の集約及び提供

地域の活用できる活動情報を集約し、地域住民はもとより専門職と共有します。

⑤新たなサービスの構築に向けての検討

既存のサービスの活用を図るとともに、専門職と協働により、地域に必要なサービス等の構築に向けて検討します。

⑥地域包括支援ネットワークの構築と整備

地域における「困りごと」の早期発見に向けた取り組みや地域住民の福祉意識づくりからまちづくりまで行います。

【小地域ケア会議の状況】

取組１：市民、関係機関と行政の連携、協働の推進	
市民・地域・団体	・社会福祉協議会、行政などと連携しながら福祉のまちづくりを進めます。 ・※コミュニティ活動や地域福祉活動に自主的に取り組みます。
社協・事業者	・住民や地域の支援団体、専門職と連携し、小地域ケアシステムの構築、拡大を図ります。
行政	・社会福祉協議会とともに各種団体や市民などが自主的に取り組む地域福祉活動を支援するほか、NPO、民間企業等の協力を得ながら、各種施策を推進し、地域福祉活動の拡充を図ります。 ・地域のコミュニティ活動の基盤である町内会の運営を促進し、市民の意見が反映される住民主体のまちづくりを推進します。 ・市民の意見が広く行政運営と福祉のまちづくりに反映されるよう、取り組みます。

取組２：地域の特色を活かし、創意工夫する地域づくり	
市民・地域・団体	・地域の特色を把握します。 ・自分の地域に愛着を持ちます。 ・自分の地域の資源を生かします。
社協・事業者	・小字単位でニーズキャッチし、小地域ケア会議の中で取り組みを進めます。 ・各地域の取り組み事例を紹介します。 ・地域の状況に応じた対策等を検討します。 ・※コミュニティソーシャルワーカーの配置を進めます。 ・公民館と連携します。
行政	・地域の状況に応じた対策等を検討します。

取組３：地域における見守り体制の充実

市民・地域・団体	・隣近所、地域内で気軽に声かけを行います。 ・高齢者、障害者、子どもの見守り活動を組織的に展開します。 ・日頃から地域の高齢者、障害者、子どもを気かけるとともに、見守り活動に参加し、協力します。 ・民生委員・児童委員、愛育委員・栄養委員の活動に協力します。
社協・事業者	・市民、各関係機関と協働し、見守り、助け合い活動を展開します。 ・高齢者台帳、世帯台帳、福祉台帳を整備します。 ・見守り友愛協助員の再確認を行います。
行政	・関係団体、業者と連携し、ネットワークづくりを支援し、見守り協定等にも取り組みます。 ・ひとり暮らし高齢者への※高齢者安心見守りシステムの設置を、今後も検討します。 ・高齢者、障害者、子どもの見守り体制を支援します。 ・高齢者、障害者の安全・安心な居場所づくりを推進します。 ・高齢者、障害者の見守り活動、児童、生徒の登下校時の声かけ運動などを支援します。

第2節 【基本目標2】安全・安心なまちづくり

平成23年3月に発生した東日本大震災では、災害時の要援護者の支援方策が課題となり、多様化・複雑化した福祉課題が多く見られるようになってきています。また、近年、日本各地において異常気象による集中豪雨や土砂災害、台風の被害が多発しています。

本市では地域コミュニティの基盤となる町内会単位での自主防災組織の設立を目指すとともに、住民一人ひとりが日頃から防災・防犯に対し意識をもって備えることのできる環境づくりを進めます。

基本目標2 安全・安心なまちづくり

個別施策1 日常的な緊急時対策の強化

地域にはさまざまな人が生活しており、寝たきりやひとり暮らし高齢者、障害児・者、外国人などは、緊急の時に何らかの支援を必要とする場合があります。

また、高齢者世帯やひとり暮らし高齢者の増加、サラリーマン化や町内会の高齢化が進んだことによる、昼間の救援活動が困難になってきていることが問題となっています。さらに、虐待等の緊急対応も必要です。

緊急時にも支援体制が確保され、安心して暮らせるよう、日常的な地域の見守り支援活動や緊急通報システム等、重層的な見守り体制による緊急対応のネットワークづくりを進めます。

取組1：緊急時に備えた体制の整備

市民・地域・団体	・家庭・地域内でも、さまざまな緊急時の対応について話し合います。 ・さまざまな緊急時の連絡先等について把握します。 ・日常的な地域の見守り支援体制を進めます。
社協・事業者	・在宅高齢者等の生活状況の確認や緊急連絡先等の把握に努めます。 ・地域との連携を深めながら緊急時の細やかなサービスを柔軟に提供していきます。
行政	・緊急通報システムの設置を進めるとともに、効果的な運用を研究します。 ・市民への緊急時対応の知識普及とともに、医師会や関係機関と連携し、救急医療体制の充実に努めます。

個別施策2 日常的な防災対策の強化

市民アンケート結果をみてもわかるように、緊急事態における町内会活動への期待は大きく、自主防災組織の設置と活動の充実が早急に求められています。防災に関する研修会の開催、総合防災訓練の実施を引き続き行い、多様な主体による地域防災体制づくりの促進を図ります。

取組1：防災対策の充実

市民・地域・団体	・日頃から危険箇所、災害時の避難場所を確認し、実際に現地に行って確認します。 ・町内会や消防団、自主防災組織との連携を進め、その活動に協力します。 ・災害時には、隣近所の住人の安否を確認し、必要に応じて適切な機関に知らせます。 ・災害時要援護者支援台帳について理解を深めます。
社協・事業者	・地域でのつながりや特性を生かした災害支援マニュアルを地域ごとに作成します。 ・自然災害に備え、NPO支援センターや行政、各種団体との連携強化を図ります。 ・地域の自主防災組織の活動支援を行います。 ・災害時の緊急支援体制を整備します。
行政	・地域防災計画に基づき、防災対策の充実を図ります。 ・市民に対して、防災意識の高揚を図るための啓発活動を行います。 ・町内会や消防団、自主防災組織が行う地域の防災活動を支援します。

取組2：防災に関する研修及び防災訓練の実施の推進

市民・地域・団体	・家庭内で災害時の対応について話し合います。 ・防災訓練に積極的に参加し、災害時の対応方法を学びます。
社協・事業者	・自主的な防災活動を行います。 ・災害ボランティアに関する意識啓発や人材育成を行います。
行政	・関係機関等と連携し、市民への緊急時対応の知識普及のため、研修や訓練の支援に努めます。

取組 3：自主防災組織の設置促進とその活動の充実

市民・地域・団体	・ 自主防災組織の設置と活動の充実を図ります。
社協・事業者	・ 自主的な防災活動を行います。 ・ 災害ボランティアに関する意識啓発や人材育成を行います。
行政	・ 防災に対する市民の意識高揚とともに、自主的な活動を支援します。

【自主防災組織の活動内容】

町内会などが母体となって、地域の防災活動を自主的に行っているグループを「自主防災組織」といいます。災害が発生した時には、隣近所の協力・助け合いがとても大切になります。現在、津山市では120を超える自主防災組織（防犯も含めて）があり、日頃から地域で活動しています。

■ 自主防災組織の活動例

平常時

- 防災知識の広報・啓発（地域防災・家庭内安全策）
- 地域の災害危険の把握（防災マップ・タウンウォッチング等）
- 防災訓練（個別訓練・総合訓練の実施）

発災時

- 正しい情報の収集・伝達、広報活動
- 消火活動
- 救出・救護活動
- 住民の避難誘導
- 水・食料等の配分、炊き出し等の給食・給水活動

個別施策3 日常的な防犯対策の強化

地域住民が顔見知りになることで地域の防犯対策を向上させるために、日頃からの見守りや声かけ活動を促進していきます。地域住民と警察との協働によるパトロールなどを実施し、安心して安全に生活を送れる環境づくりの推進を図ります。

また、交通事故に占める高齢者の割合が高いことから、地域での交通安全対策にも取り組みます。

取組1：防犯・交通安全対策の充実

市民・地域・団体	・地域の防犯活動や交通安全運動に積極的に参加します。 ・小、中学校の登下校の時間に合わせて外出するなど、見守り活動を行います。 ・隣近所において、気軽に声かけや相談ができるような近所付き合いに努めます。 ・日頃から関係機関、団体と連携し、地域の安全を守るように努めます。
社協・事業者	・地域の自主防犯組織への活動支援を行います。
行政	・犯罪を起こさせにくい地域環境づくりを積極的に推進します。 ・市民を犯罪から守るため、警察等の関係機関との連携を強化します。また、自主防犯活動への支援の充実、強化を図ります。 ・自主防犯組織が行う防犯活動を支援します。 ・交通指導員を配置し、児童等の通学時に指導するなど、交通事故の防止に努めます。 ・地域の防犯灯の設置を支援します。

取組2：地域安全に関する啓発活動の推進

市民・地域・団体	・地域安全に関する啓発活動を推進します。
社協・事業者	・地域における安全活動に協力します。
行政	・関係機関とのネットワークを強化します。 ・防犯や交通安全に関する啓発を図るため、広報活動の充実や講座、教室を開催します。

取組3：防犯等団体や関係機関による見守り、声かけ活動等の推進

市民・地域・団体	・見守り、声かけ活動等に参加します。
社協・事業者	・地域における見守り、声かけ活動に協力します。
行政	・地域における見守り、声かけ活動を支援します。

個別施策4 災害時の要援護者対策の強化

災害発生時から避難生活まで組織的な要支援者の連携対策ができるように、平常時からの取り組みが重要となってきます。対象者の考え方（範囲）、支援に係る自助・共助・公助の役割分担、地域の支援者への依頼事項や範囲、支援体制、要援護者が支援を受けられる機関、避難場所、福祉避難所等について、日頃から地域で話し合い、地域の防災意識を高める必要があります。

まずは、災害時要援護者情報を把握し、日頃からより多くの支援者等に情報を共有できる仕組みを検討します。

取組1：要援護者避難支援の推進

市民・地域・団体	- 消防団、町内会、民生委員・児童委員、愛育委員・栄養委員等が中心となり、地域での要援護者避難支援を図ります。 - 支援が必要な人は、「災害時要援護者支援台帳」に登録を申し込みます。
社協・事業者	- 災害救援ボランティアセンターを設置し、災害救援ボランティアを育成します。 - 地域での防災活動に協力し、支援します。
行政	- 防災研修会等の開催、防災意識の向上を図り、自主防災組織の設置、育成を支援します。 - 災害時要援護者の避難支援の仕方などを広報等で啓発します。 - 災害時要援護者リストの作成と避難支援、避難所受入体制等を整備します。

取組2：地域での要援護者を含めた防災訓練の実施

市民・地域・団体	日頃から要援護者のいる家族に対する理解や災害時における要援護者の避難誘導の重要性を認識し、要援護者を含めた防災訓練の必要性を周知します。
社協・事業者	地域で行われている避難訓練に要援護者への配慮を働きかけ、要援護者の状況に合わせた誘導方法の体験等を実施します。
行政	関係機関と連携し、効果的な防災訓練実施のための支援を行います。

取組３：個人情報の保護と共有のあり方

市民・地域・団体	・災害時要援護者支援台帳について理解します。 ・該当者に同意を得ながら、要援護者等の情報について、地域でも把握し、マップを作成します。
社協・事業者	・社会福祉協議会や各事業者が把握している個人情報について、緊急時等の対応の仕方を研究します。 ・各種台帳整備（ひとり暮らし高齢者、高齢者夫婦世帯台帳、世帯台帳、福祉台帳）をすすめ、個人情報に配慮した各関係機関との情報共有に努めます。
行政	・災害時要援護者支援台帳の登録者を増やし、日頃からより多くの支援者等に情報を共有できる仕組みを検討します。

【災害時要援護者支援台帳とは】

災害時要援護者とは、災害が発生した時、自力（家族の助けを含む）で避難することが困難な人（高齢者や障害児・者、乳幼児など）です。

津山市では、次の（１）から（５）にあてはまる人（施設に入所している人を除く）の災害時要援護者支援台帳を作成しています。

- （１）要介護３以上の認定を受けている人
- （２）身体障害者手帳１級または２級の交付を受けている人
- （３）療育手帳Ａの交付を受けている人
- （４）精神障害者保健福祉手帳１級の交付を受けている人
- （５）難病のある人

（台帳登録には、個人情報の提供に同意していただく必要があります。）

台帳は、民生委員・児童委員、消防団等と共有し、災害時には地域で要援護者の避難支援や安否確認、平常時には地域での見守りに活用しています。

第3節 【基本目標3】活力あふれるまちづくり

心身ともに充実し、生きがいに満ちた地域生活が営めるよう、地域内の行事や町内会活動の積極的な参加を促進していきます。

また、地域で福祉活動をする人材を育成するとともに、支援を受けたい人と支援したい人をつなぐ仕組みづくりを検討していきます。

基本目標3 活力あふれるまちづくり

個別施策1 心と体の健康づくり

市民が自身の健康づくりに取り組めるよう、地域社会や日常生活において環境の充実を図るとともに、疾病予防に取り組み、早期発見、早期治療へつなげていける事業実施および啓発を推進します。

特に、心と体の健康づくりの推進には、保健・医療・福祉分野の関係機関が一体となって市民の健康をめざす取組みが重要です。そのため、地域住民への声かけを通した健康づくり活動に取り組んでいる愛育委員や市民の食生活改善を実践している栄養委員をはじめ、地域コミュニティの形成に大きな役割を担っている町内会・老人クラブなどと連携して健康な地域づくりを推進していきます。また、病院・薬局・介護保険サービス事業所など市民の健康を支える医療関係機関との連携の充実に努めます。

取組1：地域の健康づくりの推進

市民・地域・団体	・地域組織への加入や活動への参加に努めます。 ・愛育委員・栄養委員が主催する健康づくりや介護予防に関する教室等に積極的に参加します。 ・規則正しい食生活や、適度の運動を心掛けます。
社協・事業者	・地域の団体、組織の活性化に向けた支援を実施します。 ・地域の次世代の育成を推進します。 ・地域住民との連携による自主的な健康づくりを取り組みます。 ・健康づくりに関する事業の企画、実施と、地域の自主的な取り組みに対する支援を実施します。
行政	・地域の団体、組織の活性化に向けた支援を実施します。 ・「こけないからだ講座」などの既存事業を充実します。 ・市民の主体的な健康づくりを進めるため、各種健診や講座の実施等を通じた環境づくりに努めます。 ・親と子の健康づくりのための各種健診等の充実と、育児に関するさまざまなニーズに対応できる支援を実施します。 ・健康診査、各種健診、健康相談、健康教室、予防接種などの保健事業を実施します。 ・乳幼児期からの規則正しい食生活習慣の定着化を図ります。

取組２：高齢者の生きがいの推進

市民・地域・団体	・地域活動に積極的に参加し、これまで培ってきた知識や経験を多くの人たちに伝えます。
社協・事業者	・知識や経験の豊富な高齢者を積極的に活用していきます。 ・ボランティアの機会の提供や、文化、教養分野を含めた各種講座等を開催します。
行政	・高齢者が充実した生きがいのある生活を送ることができるよう、公民館等を拠点とした高齢者ニーズに応じた各種講座等を実施します。 ・高齢者が長年にわたって培ってきた知識や経験を地域活動に活かしながら、より生きがいのある生活を送ることのできる環境づくりに努めます。

取組３：保健・医療・福祉の連携

市民・地域・団体	・身近なかかりつけ医、かかりつけ薬局を見つけます。 ・愛育委員の啓発による各種検診を受けるように努めます。 ・地域で健康づくりに取り組みます。
社協・事業者	・認知症予防事業を展開します。 ・関係機関、団体と連携し、柔軟なサービスの提供に努めます。
行政	・広報つやま、ホームページを活用し、年代に応じた健康づくりに関する情報提供に努めます。 ・休日、夜間等における初期医療体制や小児救急医療体制等の確保に努めます。 ・保健、医療、福祉の連携による障害のある児童の発達支援や、障害のある人へのサービスの提供体制の充実を図ります。 ・介護予防事業の開催など、介護予防に関する情報提供を行います。

個別施策2 地域交流の促進

地域内の行事や町内会活動に積極的に参加できるよう、活動内容の充実を図ります。また、世代間交流や地域で気軽に交流できる環境づくりを推進していきます。

取組1：地域コミュニティ活動の充実

市民・地域・団体	・あいさつを積極的に行います。 ・回覧板を回すときに声かけをするなど、隣近所との交流に努めます。 ・町内会に加入するよう、転入者への働きかけを行います。 ・町内会事業への参加を促すため、魅力ある活動を創出するとともに、住民への声かけ活動を行います。
社協・事業者	・地域独自の見守り、声かけネットワークづくり活動を推進します。 ・小地域の福祉拠点として、地域の特長を活かした※ふれあいサロン活動の推進、支援を行います。
行政	・朝のあいさつ運動の実施について、小、中学校に周知、啓発します。 ・町内会やコミュニティ活動の活性化を図ります。 ・地域での魅力ある活動事例を市民に伝え、地域意識の醸成に努めます。 ・町内会に加入するよう、広報活動や転入者への働きかけを行います。

取組2：生きがいづくりと社会参加

市民・地域・団体	・町内会等において、スポーツや趣味などの集いを開きます。 ・自主的に交流の場に参加するよう努めます。 ・気軽に集える多様なサロン活動を行います。
社協・事業者	・趣味活動の相手となる介護予防地域サポーター事業を推進します。 ・各種講座を通じて、教養等の増進を図るとともに、孤立しがちな高齢者の社会参加を促進し、地域の活性化につなげます。
行政	・生涯学習環境の整備や地域全体で生涯スポーツを推進する体制の整備に努めます。 ・高齢者の地域、社会参加を促進するため、老人クラブ活動を支援します。 ・集える場所を確保するため、既存施設の利便性の向上に努めるとともに、活用できる施設の情報収集、提供を行います。

取組 3：多様な地域交流の促進

市民・地域・団体	・地域住民同士で積極的に誘い合い、公民館等で開催される講座等に参加するなど、新たな交流の輪を広げます。 ・隣近所や地域の人と積極的にあいさつを交わします。 ・じいちゃん、ばあちゃん、子どもたち（じば子）の文化祭など三世代で取り組む地域の活動を増やします。 ・交流の場に参加するよう努めます。 ・気軽に集える多様なサロン活動を行います。
社協・事業者	・地域で開催される交流イベント等への積極的な参加や、そうした取り組みを企画、実施します。 ・ふれあいサロンや子育てサロン活動の充実をはじめ、地域交流事業を通じたネットワークづくりを推進します。 ・じいちゃん、ばあちゃん、子どもたち（じば子）の文化祭など三世代で取り組む地域住民の活動の輪を広げます。
行政	・広報紙やホームページなどを通じて、福祉等に関する講座やイベント等の情報提供に努めます。 ・公共施設を活用し、地域や世代を越えた多様な交流の場づくりに努めます。 ・交流の場づくりを支援し、活動の促進を図ります。 ・子育て支援センター等において、保護者の参加、交流を支援します。 ・高齢者や障害者、児童、生徒がふれあう機会を充実します。 ・集える場所を確保するため、既存施設の利便性の向上に努めるとともに、活用できる施設の情報収集、提供を行います。 ・多様なサロン活動への支援を行います。

取組 4：孤立化する高齢者が地域行事に参加できる環境づくり

市民・地域・団体	・高齢者が関心を持てるよう地域行事の内容に創意工夫を凝らします。
社協・事業者	・高齢者同士、同じ悩みや思いを話し合える当事者組織の支援を行い、そこから見えるニーズの解決策を地域とともに考えます。
行政	・高齢者の憩いの場づくりを、関係団体等と協働・連携し取り組んでいきます。 ・移動手段を確保するための運転ボランティアの養成などの支援をします。

取組 5：就学前の子どもを持つ親が地域でよりつながる環境づくり

市民・地域・団体	・愛育委員、栄養委員等が支援する親子クラブ等の実施・充実を図り、子育て世代が集まる機会をつくることで、より地域のつながりの大切さを実感してもらいます。
社協・事業者	・地域での交流の場づくり（地域子育てサロン、親子ひろば）を支援し、地域で子育てを応援できる仕組みを広げます。
行政	・子どもの遊び場の充実等子育て世代からのニーズを把握し、地域における公共施設等の社会資源の効果的な活用を研究します。

個別施策3 地域で福祉活動をする人材の育成

地方分権という時代の流れにおいて、福祉活動をはじめ、まちづくりへの住民参加は必要不可欠となっています。これからは、生活全般にわたる住民の福祉ニーズに対応できる体制を地域で確立していく必要があります。そのためには、行政やサービス事業者だけでなく、ボランティア・関係団体等、さまざまな人々の協力・連携の中で、住民一人ひとりが自らの役割を認識し、それぞれの責務を果たすことが必要となります。

今後は、住民の町内会活動やボランティア活動などへの参加意欲を、実際の活動につなげるため、社会福祉協議会と連携し、より一層、ボランティアの育成や活動情報の提供に努めます。

また、「ボランティア活動に参加したい」というニーズと「ボランティアをしてほしい」というニーズをうまくつないでいながら、地域で福祉活動をする人材の育成を推進していきます。

取組1：地域福祉を担う人づくり

市民・地域・団体	・地域の課題に関心を持ちます。 ・ボランティアの養成講座や活動に積極的に参加します。 ・自分の持つ知識や経験を地域活動に生かします。 ・ボランティアセンターを活用します。
社協・事業者	・より多くの市民が福祉への関心と理解を深め、住民参加による福祉のまちづくりの推進を目指して、社会福祉大会や各種福祉講座を開催します。 ・※認知症サポーター及び※キャラバンメイトを養成します。 ・ふれあいサロンリーダー研修会、交流会を開催します。 ・各種ボランティア養成講座を開催します。 ・（仮称）※地域福祉推進委員を養成します。
行政	・社会福祉協議会と連携し、各種ボランティア団体などの活動支援や情報提供の充実を図ります。 ・市民活動を担う市民後見人などの専門的な人材の育成を支援します。 ・ボランティアセンターの周知や機能の充実に努めます。

取組２：福祉職員の自己研鑽と資質の向上

市民・地域・団体	▪ 地域の課題やニーズを伝えます。
社協・事業者	▪ 階層ごとの研修体制の確立と外部研修、資格取得のための研修をすすめ、職員の職務遂行意欲と※コミュニティソーシャルワークとしての意識と資質の向上に努めます。 ▪ ＯＢ、ＯＧとの情報交換を行う機会をつくれます。
行政	▪ 地域福祉の理解を深めるための職員研修や資質向上に努めます。 ▪ 庁内における情報共有を図ります。 ▪ 自己啓発を通じた相談対応能力の向上に努めます。 ▪ 地域活動への職員参加を促進します。

第4節 【基本目標4】福祉サービスが充実したまちづくり

福祉サービスを安心して選択、利用するためには、福祉サービスの適切な利用の推進を図る必要があります。そのためには、相談支援体制の充実、必要な情報が効果的に得られる仕組みの整備、自立を支える体制基盤を構築します。

基本目標4 福祉サービスが充実したまちづくり

個別施策1 相談支援体制の充実

住民の相談に対して適切な対応ができるように、保健・福祉・医療が連携しながら、身近な相談機関の整備・充実を図るとともに、相談機関相互の連携も一層強化して、総合相談支援体制を検討します。

また、誰もが必要な情報を入手できるよう、わかりやすい情報の提供に努めるとともに、的確できめ細やかな情報提供体制づくりを促進します。

取組1：相談窓口の充実

市民・地域・団体	・自身の悩みや、地域の課題などを民生委員・児童委員や愛育委員・栄養委員、社会福祉協議会、行政等に気軽に相談します。 ・地域の身近な人と気軽に相談できる関係を構築します。 ・行政や関係機関が発信する情報をよく確認し、積極的に活用します。
社協・事業者	・身近な相談窓口として地域に密着した役割を果たします。 ・高齢者の総合相談窓口である地域包括支援センターの周知に努めます。 ・苦情解決を含めた相談機能の充実と合わせ、地域における相談ネットワークの役割を果たします。 ・コミュニティソーシャルワークを推進します。
行政	・各種相談窓口の整備及び周知を図り、利用を促進します。 ・高齢者の総合相談窓口である地域包括支援センターの周知に努めます。 ・地域における相談ネットワークの構築と支援体制の強化に努めます。 ・専門的かつ多様な相談、また、障害者等の権利擁護に関する相談などに対応できるよう、関係機関との連携強化を図るとともに、市民への周知に努めます。

取組２：情報提供体制の充実

市民・地域・団体	▪ 広報つやま、社協だよりや回覧板などを読み、市をはじめ関係機関、団体からの情報を入手します。 ▪ 市や関係機関からの情報を、周囲の人や情報が行きわたりにくい人にも伝え、地域の中で情報を共有します。
社協・事業者	▪ 広報紙、ホームページ、パンフレット等により市民のニーズに沿った福祉情報の提供を日常的に進めます。 ▪ 福祉講演会等を開催します。
行政	▪ 広報つやま、ホームページをはじめとした多様な媒体により、市民に分かりやすい情報を伝えます。 ▪ 福祉サービスに関する制度や施設の内容、ボランティアの情報をはじめ、関係機関、団体の活動に関する情報提供に努めます。 ▪ 障害者など、情報が行きわたりにくい人のニーズにも配慮した情報提供を推進します。

個別施策 2 地域福祉活動への支援

地域住民が抱える生活上の問題に対応し、公的サービスでは十分対応することができないさまざまな日常生活課題の解決のため、地域福祉活動の支援を図ります。

町内会への支援、民生委員・児童委員や愛育委員・栄養委員活動の啓発、社会福祉協議会等との連携強化を促進するとともに、小地域ケア会議へ本市職員が積極的に参加します。

取組 1：多様なサービスの提供

市民・地域・団体	・さまざまなサービスの情報を収集し、真に必要なものを選択します。 ・地域に関心を持ち、身近な支え合いから地域力を高めます。
社協・事業者	・地域との連携を深めながら、地域の課題やニーズを把握し、民間団体・事業者主体の細やかなサービスを提供します。 ・既存サービスの充実と、その内容の評価、また、地域でのサービス提供の担い手となる人材を育成します。
行政	・わかりやすい福祉、保健、医療等に関する情報の提供に努めます。 ・民間団体、事業者、関係機関等との連携による支援体制の整備、充実を図ります。

取組 2：地域づくりの支援と推進

市民・地域・団体	・これまで培ってきた知識や経験を地域福祉活動に生かします。 ・できそうなことから気軽に実践してみます。
社協・事業者	・団体同士の情報共有と相互連携、協力のためのネットワークづくりを推進します。 ・ボランティア活動の推奨やボランティア休暇の推進といった地域活動への理解と環境づくりへの支援をします。 ・ボランティア活動事例の情報提供をはじめ、ボランティアの人材育成に関する事業やボランティアコーディネーターを含め、ボランティアセンターとしての総合的な機能を発揮します。
行政	・民間団体、社会福祉協議会との連携により、各種ボランティアの人材養成に努めます。 ・多様な分野の市民活動がより安定的に継続できるよう、支援に努めます。 ・空き家などを活用した地域福祉推進の拠点づくりを研究します。

取組 3 : 福祉サービス利用の推進

市民・地域・団体	・福祉サービスについて、正しく理解します。 ・自分の周りに支援を必要とする人がいる場合は、民生委員・児童委員、愛育委員・栄養委員や関係機関へつなぎ、サービスの利用を勧めます。
社協・事業者	・※介護保険事業を展開し、介護サービスを提供するとともに、柔軟なサービスの提供に努めます。 ・障害者総合支援法によるサービスを提供し、他機関、団体と連携し、柔軟なサービスの提供に努めます。 ・ネットワークを活かしの確に機関につなぎ、問題解決に努めます。
行政	・各福祉分野の計画に基づき、各種サービスについての情報提供を行い、適切なサービス提供に努めます。 ・新たな福祉ニーズの把握とその対策について検討します。

取組 4 : 福祉サービスの質の向上

市民・地域・団体	・福祉サービスについての意見を言います。
社協・事業者	・※サービス評価制度を検討します。 ・研修会の開催、参加による相談支援等の資質の向上を推進します。
行政	・サービス評価制度を検討します。 ・事業者を対象とした研修会の開催などによるサービスの質の向上を推進します。

個別施策 3 自立を支える体制基盤づくり

高齢者や障害者をはじめ、すべての市民の人権が尊重されることは、最も遵守されなければならないものです。

日常生活を送るうえで自ら判断や決断をすることができない高齢者や障害者が、安心して必要な福祉サービスを利用することができるような取り組みや、近年、高齢者、障害者、子どもへの虐待やドメスティックバイオレンス（ＤＶ）、ひきこもり等が社会問題となっていることから、地域に関わる人が連携して早期発見、早期支援の取り組みが必要です。

さらに、地域で自立を支えるためには、生きがいの充実や社会参加を促進し、孤独感や不安感等を解消するため、憩いの場の設置や買い物支援・移動支援などの検討も必要です。

また、近年、長引く景気低迷、雇用環境の変化や超高齢化社会の到来等の影響を受け、生活保護の受給者数が増加し続けています。こうした中、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある生活困窮者への支援をいかに行っていくかが重要な課題になっています。

生活困窮者自立支援制度においては、包括的・個別的・早期的・継続的・分権的・創造的な事業を展開することにより、こうした生活困窮者の自立支援効果を最大限高めていく必要があります。

取組 1：人権擁護体制の確立

市民・地域・団体	・福祉サービス利用援助事業や成年後見制度について知るよう心掛けます。 ・虐待に関する相談窓口を把握し、虐待を発見した場合は、勇気をもって関係機関に通報します。 ・自分がＤＶを受けていると気が付いたときは、相談窓口にご相談に行きます。 ・虐待やＤＶの防止に向けた地域づくりを推進し、早期発見に努めます。
社協・事業者	・※成年後見制度普及に向けた啓発及び利用促進に努めます。 ・後見人の育成や支援を行い、後見業務の受託募集を検討します。 ・高齢者虐待の早期発見、対応、防止の強化を行います。 ・消費者被害防止の啓発や相談、対応等を行います。
行政	・福祉サービス利用援助事業や成年後見制度について周知を図ります。 ・暴力や人権侵害の防止に向けた啓発活動や相談体制の充実を図ります。 ・虐待の早期発見に努め、関係機関と連携して問題解決に努めます。 ・ＤＶを防止する啓発活動を推進するとともに、関係機関と連携して問題解決に努めます。 ・児童相談所や地域包括支援センター、障害者虐待防止センター、市役所内の各種相談窓口や警察等の関係機関との連携のもと、被害者について迅速かつ的確な対応を図ります。 ・権利擁護センターの設置を研究します。

取組 2：認知症高齢者の自立と社会参加の促進

市民・地域・団体	・ 認知症高齢者について正しく理解します。 ・ 認知症高齢者の介護者について正しく理解します。
社協・事業者	・ 閉じこもり防止、介護予防の観点から高齢者向け講座等を開催します。 ・ 認知症の人や家族を地域で支える仕組みづくりの強化を図ります。 ・ 認知症アドバイザーのネットワークを推進します。 ・ 認知症カフェの設置を進めます。
行政	・ 包括支援センターや関係機関との連携により、認知症高齢者や介護者等の相談、支援の充実に努めます。 ・ 介護者の外出支援対策を推進します。

取組 3：障害者等の自立と社会参加の促進

市民・地域・団体	・ 障害者について正しく理解します。 ・ 障害者等が地域活動に参加できるよう協力します。
社協・事業者	・ 障害者が地域で安心して暮らすための利用しやすいサービスの充実に努めます。 ・ 障害者が自ら輝くために、社会参加活動の企画実施と環境づくりを進めます。 ・ 障害者の外出支援を目的とした運転ボランティアを養成します。 ・ ひきこもり、在宅精神障害者の支援を目的としたメンタルサポーターを養成します。 ・ 障害者や要支援者の自立に向けた支援をします。 ・ 障害者等が地域活動に参加しやすくなるよう、啓発等の支援をします。
行政	・ 関係機関と連携し、就労促進に関する情報の収集と提供に努めます。 ・ 仲間づくりや運動習慣を身に付けるきっかけづくりの機会提供に努めます。 ・ 民生委員・児童委員、愛育委員・栄養委員等や関係機関との連携により、障害者の相談、支援の充実に努めます。

取組 4：障害者の移動支援

市民・地域・団体	・ 障害者に対する理解や啓発に努めます。 ・ 地域において、福祉・生活の問題はないか地域課題の発見に努めます。 ・ 地域でできる助け合いを検討します。
社協・事業者	・ 車輛等の既存ストックを活用し、移動支援ニーズに応える仕組みづくりを検討します。 ・ ボランティアを育成します。
行政	・ 移動支援に関わりのある団体等とのネットワークづくりを進め、移動支援サービスに係る情報の共有化を進めていきます。

取組 5：ひきこもり、孤立者等の支援

市民・地域・団体	・ 日頃からひきこもり、孤立者等を気かけるとともに、見守り活動に参加、協力します。 ・ 隣近所、地域内で気軽に声かけを行います。
社協・事業者	・ 市民、関係機関と協働し、見守り、助け合い活動を展開します。 ・ 地域包括ケアシステムや小地域ケア会議などのネットワークを活かした確に関係機関につなげ、問題解決に努めます。
行政	・ ひきこもり、孤立者の見守り体制を支援します。 ・ 関係団体等と連携し、ネットワークを強化します。

取組 6：生活困窮者の支援

市民・地域・団体	・ 地域のつながりを強化します。
社協・事業者	・ 行政等と連携し、生活困窮者自立支援制度に基づく、自立相談支援事業など各事業に協力します。
行政	・ 生活困窮者自立支援制度に基づき、生活困窮者に対する包括的な支援体制を構築します。

【生活困窮者自立支援制度とは】

生活保護に至る前の段階の自立支援の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給、その他の支援を行うものです。（施行期日：平成 27 年 4 月 1 日）

事業名	内容
① 自立相談支援事業	就労その他の自立に関する相談支援、事業利用のためのプラン作成等
② 住居確保給付金	離職により住宅を失った生活困窮者に対し家賃相当（有期）を支給
③ 就労準備支援事業	就労に必要な訓練を日常生活自立、社会生活自立段階から有期で実施
④ 一時生活支援事業	住居のない生活困窮者に対して一定期間宿泊場所や衣食の提供等を行う
⑤ 家計相談支援事業	家計に関する相談、家計管理に関する指導、貸付のあっせん等を行う
⑥ 学習支援事業	生活困窮者の子どもへの学習支援、その他生活困窮者の自立の促進に必要な事業

※ ①②は必須事業